

行政機関等に対する情報公開請求サポート業務利用規則

北原伸介行政書士事務所（以下、乙）がおこなう情報公開請求書作成サポート業務における取引の内容を以下のように定める。サービスの利用者（以下、甲）は以下の注意事項に同意したと推定する。

記

1（サービスの内容）

乙は甲の情報公開請求に係る請求書作成について次のサービスを提供する。

1. 甲の行政機関に対する情報公開請求書の作成に関して相談にのること。
2. 甲の作成する情報公開請求書の文書の特定の欄に必要な事項を起案し記載すること。

2（作成された文書について）

1. 本サービスにおいて、作成された行政機関に対する請求書は甲が、氏名及び日付を記載したときに甲の作成した文書として成立する。
2. 乙は、請求書中の文書の特定に必要な記載を行うときは、甲の意思が反映されるように努めなければならない。
3. 情報公開請求書を行政機関等に提出したが、補正及び書き直しが生じたときは、乙は無償で文書の特定に必要な部分を書き直し、甲に対し交付する。

3（文書の交付方法）

乙が特定に必要な目的を記載した請求書を甲に対して交付する方法は、電子メールにデータを添付する方法によっておこなう。

4 (サービスに対する対価について)

1. 情報公開制度一般についての相談は無料とする。文書の特定など専門性を有する相談は 300 円とする。料金が発生する場合には、乙はあらかじめ告知しなくてはならない。
2. 請求先の特定は 300 円 (税込) とする。
3. 文書特定欄の起案及び記載については次の通りとする。
 - 3.1. 請求する文書が特定されている場合 1000 円 (税込)。
 - 3.2. 請求する文書が特定されていない場合 1500 円 (税込)。

5 (料金の支払いについて)

料金の支払は、乙指定の銀行に対して振込む方法によることとする。この場合、手数料は甲の負担とする。

6 (契約の解除)

1. 乙は以下の場合には契約を解除することができる。
 - 1.1. 甲の請求する文書の量が膨大に過ぎ行政機関の事務を著しく圧迫する場合。
 - 1.2. 甲の情報公開請求が権利の濫用にあたりと判断される場合。
 - 1.3. 文書の特定が不可能であると判断される場合。
 - 1.4. 甲の乙に対する要求が著しく不当であると判断される場合。
 - 1.5. その他、民法等の法令に定められている場合。
2. 甲は以下の場合には契約を解除することができる。
 - 2.1. 乙が事務を進めてくれない状況が 2 週間を過ぎる場合。
 - 2.2. 乙の対応が、社会通念に照らし著しく不適當な場合。
 - 2.3. その他、民法等の法令に定められている場合。

7 (裁判籍について)

1. 本件取引に関して乙甲の間に紛争が生じてしまい、裁判が必要になったときは東京簡易裁判所において訴訟を行うこととする。